

カナダの移民政策 及びその主要都市への影響 カナダ政府統計局が 2008 年(平成 20 年) 4 月に発表した資料によると、2006 年度(平成 18 年度)のカナダの総人口に占めるビジブル・マイノリティー(見て分かる少数民族)の割合が 16%に達し、初めて 500 万人を突破したことが分かった。ビジブル・マイノリティーの約 4 分の 1 は、インド、パキスタン、スリランカなどの南アジア出身者で、約 4 分の 1 が中国系となっている。そのほか黒人、フィリピン系、南米系、アラブ系、東南アジア系、西アジア系、韓国系、日系などが大きな割合を占めている。

このようにカナダは、1869 年に最初の移民法が可決されて以来、長年にわたり世界中から移民を受け入れてきており、カナダ連邦政府は移民政策の修正と改革を繰り返しながら、世界恐慌、第一次及び第二次世界大戦、人口並びに経済の急成長などに対処してきた。

現在、カナダは、200 以上の人種で構成されており、まさしく世界の中でも代表的な多文化主義社会である。

本調査では、カナダの移民政策及びその主要都市への影響として、カナダにおける移民の歴史と現在の動向、現在の移民政策に至る背景を論じ、また、連邦政府及び州政府による数々の取組みや政策に焦点を当て、移民支援における地方自治体の役割、移民定住に関連する政策の詳細な実施状況について、移民数の最も多いトロントに焦点を当て調査を行うとともに、移民政策に関する様々な議論、最近の動向など統計数字を含めて調査している。

本調査結果が多くの人々に広く活用いただければ幸いである。

財団法人 自治体国際化協会 理事長 香山 充弘

<u>目次</u>

第 1	章 はじめに	1
	章 カナダの移民政策の歴史	
2.1	人口増加と領土拡大	
2.2	第一次·第二次世界大戦と世界恐慌	
2.3	人種による移民排斥	
2.4	ポイント制の導入と教育への新たな焦点	
2.5	移民政策安定期への移行	(
第 3	章 移民に関する各政府レベルの担当領域	
3.1	連邦政府	
3.2	州政府	10
3.3	地方自治体	
3.4	移民プログラムの財源	16
第 4	章 カナダ主要都市における移民への対応	17
4.1	トロントにおける移民の歴史	17
4.2	トロントに残された遺産 ー トロントへの権限委譲の影響	17
4.3	移民に関する課題への対応	
4.4	NGO との連携	
第 5	章 カナダの移民政策に関する様々な議論	24
5.1	労働市場への適応 - 新移民の就職難	24
5.2	連邦政府の移民受け入れ目標への批判	25
	移民の定着に関する各州の懸念	
第 6	章 最近の動向	27
6.1	カナダにおける移民二世の成功	
6.2	民族街の形成	
6.3	経済への長期的影響	
6.4	移民に対する反感の高まり	28
笋 7	章 結論	00
カル		30



写真: http://www.gg.ca/media/pho/galleryPics/1740.jpg

第1章 | はじめに

本報告書では、カナダにおける移民政策の変遷と慣行について概説するとともに、連邦政府及び州政府、地方自治体の役割を考察する。また、現在、カナダ全土で行われている、移民定住に関連する政策の詳細な実施状況について、移民数の最も多いトロントに焦点を当て調査を行った。さらに、本報告書では、変化しつつある移民の要求に対する各政府機関の対応について説明すると同時に、経済上の考慮事項を検討し、今後起こりうるカナダの移民関連の課題を特定する。



写真: http://genealogyeducation.wordpress.com/2006/06/08/new-on-line-class-in-canadian-immigration-records/

第2章 カナダの移民政策の歴史

カナダは長年にわたり世界中から移民を受け入れてきた。1869年に最初の移民法が可決されて以来、カナダ連邦政府 は移民政策の修正と改革を繰り返しながら、世界恐慌、第一次及び第二次世界大戦、人口並びに経済の急成長な どに対処してきた。本章ではカナダの移民政策の発展の歴史を辿るとともに、その経済成長への影響について概説する。

2.1 人口増加と領土拡大

カナダにおける移民の歴史は、イギリス王国及びフランス王国により組織、管理されていた入植者や軍事使節の流入を契機に始まった。当時、広大な農地と豊富な雇用機会を求めて多くのヨーロッパ系移民が米国に移住していたが、19世紀末の天然資源の世界的高騰を起因に、豊富な天然資源を有するカナダの経済的将来性に目を向けた移植者がカナダに流入し始めた。1

1860 年代には、連邦法の制定とノースウェスト準州の獲得により、カナダの領土権主張を確固たるものとし、米国の領土拡大から国土を守るため、カナダ西部に移植者を早急に定住させる必要が生じた。このような背景から、カナダ政府は国内での人口移動を積極的に管理し始めた。1869 年に可決された最初の移民法では、伝染病の拡大防止などの

¹ R.A. Jeness. (Spring 1974). Canadian Migration and Immigration Patterns and Government Policy. *International Migration Review*, vol. 8, no. 1 p: 6.

公衆衛生や「精神異常者及び犯罪者、貧困者」の移住阻止に焦点が当てられていた。² 1898 年には、ウィルフリッド・ローリエ政権で内務大臣を務めていたクリフォード・シフトン卿が、カナダ西部入植の奨励活動を積極的に行い、英国北部、スコットランド、スカンジナビア、現ウクライナから多数の移民を受け入れた。³

その後、労働力の需要増大に伴い、政府は上記の国に加え、東欧及び南欧諸国からも労働者を募集し、イタリアなど他の諸国からも移民がカナダに移住し始めた。こうした移民は農村地帯より都市部を好んで定住したため、カナダの玄関口であるモントリオールやトロントなどの都市に新たな民族街が数多く形成された。その結果、物的なインフラが拡大され、文化的生活の質も向上した。4

2.2 第一次・第二次世界大戦と世界恐慌

移民数がピークを迎えた 1913 年には、40 万人以上もの移民(そのほぼすべてがヨーロッパ系移民)がカナダに入国した (図 1 参照)。しかし、第一次世界大戦の勃発により 1913 年から 1914 年にかけて移民数は 50%以上減少し、終戦後も排外感情や経済不安定によりカナダは混沌とした時代に突入した。1919 年には、一般大衆による支持やウィニペグ ゼネスト(労働者スト及びカナダにおける労働組合の設立)などの大規模な事件の影響を受け、移民法が改正された。この改正では、特定の文化的・思想的特質を持つ者のカナダ移住を阻止するいくつかの措置が設定されると同時に、識字能力試験も導入された。「また、ヨーロッパ大陸諸国及び英国又は米国以外の国々からの移民に対するビザ発行手続きも策定され、各国を「優先」及び「非優先」の階級に分類するという政府の政策が進められた。「6

第一次世界大戦後、カナダ西部への移民配置が再度カナダ政府の重要課題となった。多数の英国市民がカナダに移住し、当初は試みが成功したように思われたが、大多数がカナダ西部以外の州の町や市に定住したため、最終的には政府の目的は達成されなかった。農業移民の数を増大させる対策として、カナダ政府は 1925 年に鉄道協定法 (Railway Agreement Act)を策定した。これは草原地帯への移民の定住を拡大することを目的に、カナダ国鉄及びカナダ太平洋鉄道を支援するプログラムで、両社には東欧、南欧、中欧の農業地帯から移民を呼び寄せる権限が与えられた。この政府の計画は成功を収め、移民総数の 70%弱がカナダ西部の州に移住し、農業関連の仕事に従事した。7

1930 年代には世界恐慌の打撃を受け、事実上、移民の受け入れは一時中断された。1932 年から第二次世界大戦終戦までの間、移民の数は激減し、カナダに入国した移民数は年間 2 万人を下回った。大戦中に至っては年間 7,500人にまで落ち込んだ。

3

² Canada in the Making. Immigration 1866-2001. http://www.canadiana.org/citm/specifique/immigration e.html

³ Alberta Online Encyclopaedia. Settlement Policy. http://www.abheritage.ca/albertans/continuity/ww1_settlement.html にて入手可能。

⁴ Alan G. Green and David A. Green. The Economic Goals of Canada's Immigration Policy: Past and Present. Canadian Public Policy / Analyse de Politiques, vol. 25, no. 4. p: 427.

⁵ Canada in the Making. "Immigration 1866-2001," http://www.canadiana.org/citm/specifique/immigration_e.html

⁶ Alan G. Green and David A. Green. (Dec., 1999). The Economic Goals of Canada's Immigration Policy: Past and Present. *Canadian Public Policy / Analyse de Politiques*, vol. 25, no. 4. p: 428.

⁷同上。

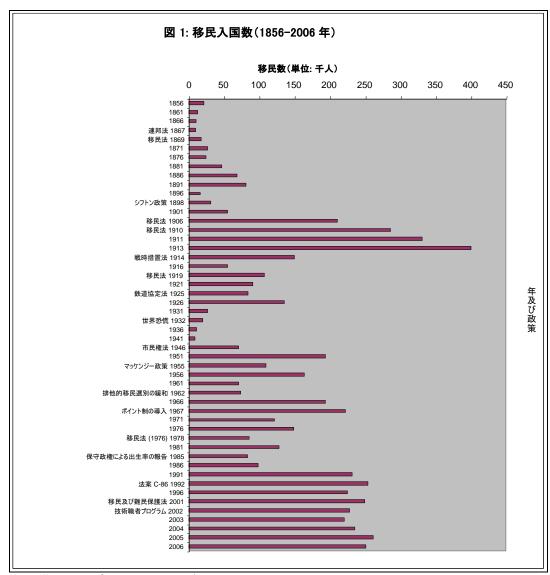


図 1: 移民入国数(1856-2006年)

出典: Complied using ESTAT. From Statistics Canada. Includes the following tables: 1852-1977: Historical statistics of Canada. Series A350.;1978-2000: Facts and figures 2000: immigration overview/ Citizenship and Immigration Canada;1980-2004: Facts and figures 2004: immigration overview - permanent and temporary residents/ Citizenship and Immigration Canada;2004-2006: Statistics Canada. Table 051-0006 - Immigrants to Canada, by country of last permanent residence, quarterly (persons)、

http://estat.statcan.ca.myaccess.library.utoronto.ca/cgiwin/cnsmcgi.exe?Lang=E&ESTATFile=EStat¥English¥CII_1_E.htm&RootDir=ESTAT / にて入手可能。

2.3 人種による移民排斥

戦後の移民政策では、カナダ全土で人口を増加させる必要性と、移民流入を労働市場での需要に適合させる必要性の2点に焦点が当てられた。この時期、カナダ政府は新移民の支援とその地域経済への適応に重点を置いた取組みを行った。8

1950 年代に入り、移民法に様々な新条項が追加され、排他的な移民受け入れの慣行はさらに強化された。国籍及び人種確認の方針の正式化は、その一例である。1946 年には出生国を問わず全永住者に対して与えられていた市民権であるが、1952 年の移民法ではこの優遇措置を英国及びヨーロッパ諸国、米国からの移民に対して拡大する一方で、アジア系人種のカナダ移住及び市民権獲得申請は大きく制限された。9

2.4 ポイント制の導入と教育への新たな焦点

カナダの移民政策は、カナダ建国 100 周年に当たる 1967 年にポイント制と普遍原則が導入され、大きく変貌した。これにより、出身地域や民族による移民の選定に終止符が打たれ、新移民の審査はカナダの経済成長に寄与できる人材であるかどうかという点に絞られるようになった。また、この新政策では、より広範な領域で人道的配慮が取り入れられるとともに、普遍原則の概念により、世界各地からの移民申請者が共通基準に基づいて審査されるようになった。こうした移民審査を規制監督するために連邦政府により設置された人的資源移民省(Department of Manpower and Immigration)は、年齢、学歴、語学力、就労経験、その他カナダ経済への寄与要因など、様々な基準を用いたポイント制の評価システムを策定した。10

1970 年代半ば、カナダでは景気が後退し、移民法が再び改定される運びとなった。1976 年の移民法改正では、カナダ国民による、国外にいる家族の呼び寄せが促進され、カナダは難民受け入れの国際的な責務を果たすとともに、カナダ全域で堅調な経済発展を遂げた。その改正の内容は、景気停滞期に技術職移民の受け入れを抑える一方で、難民受け入れ枠の拡大やカナダ国民の経済支援者を持つ家族の移民を許可することで国際的な人道的問題に対処することなどであった。

また、同法により一部の決定権が州政府に委譲され、州政府は州内での移民の定住について、より積極的に管理できるようになった。例えば、ケベック州は、フランス語の語学力など、同州への移住希望者を対象とした特別基準を設ける機会を与えられた。¹¹

⁸ Alan G. Green and David A. Green. (Dec., 1999). The Economic Goals of Canada's Immigration Policy: Past and Present. *Canadian Public Policy / Analyse de Politiques*, vol. 25, no. 4. p: 430.

⁹ Canada in the Making. Immigration 1866-2001. http://www.canadiana.org/citm/specifique/immigration e.html にて入手可能。

William L. Marr. (Spring 1975) Canadian Immigration Policies since 1962. Canadian Public Policy / Analyse de Politiques, vol. 1, no. 2. p: 197-201.

¹¹ Canada in the Making. *Immigration 1866-2001*. http://www.canadiana.org/citm/specifique/immigration_e.html にて入手可能。

2.5 移民政策安定期への移行

1980 年代初期、カナダで景気後退が進行し、政府は再び移民の受け入れを抑える必要に迫られた。これにより移民法の再改正が行われ、新たな基準が導入された。この新基準には、経済支援者を持たない申請者は移住前にカナダでの雇用を確保しておかなければならないという条件などがあった。12 1980 年代後半に実施された人口予測調査では、カナダの出生率は低下の一途を辿り、世紀末までに総人口が減少し始め、その結果、カナダ経済の安定と競争力、並びに国民の全体的な生活の質に影響が及ぶであろうとの予測が発表された。こうした懸念事項に対応するため移民に関する規制が緩和されると同時に、高額所得者や投資家をカナダに引き寄せるためのビジネス移民枠など、新たな移民クラスが導入された。この移民クラスの改変により、インドシナ難民や香港をはじめ東アジアからの移民申請が著しく増加した。13

1990 年代以降現在に至るまで、連邦政府は移民政策を幾度となく修正し、より精緻な移民力テゴリの管理と移民条件の合理化を実施した。例えば、法案 C-86(1993 年)、移民及び難民保護法(IRPA、2001 年)、技術職者プログラム(Skilled Worker Program、2002 年)により、移民クラスは家族クラス、難民クラス、事業クラスの3つに再区分された。上記の政策は、特殊技能を持つ移民申請者を重視した体制から、雇用側の需要とカナダ各地の雇用機会に対応できる広範な知識と経験を有する移民を優遇する体制への移行を狙ったものでもある。14

_

¹² Alan G. Green and Green, David. G. Canadian Immigration Policy (November,1995): The Effectiveness of the Point System and Other Instruments. *The Canadian Journal of Economics / Revue canadienne d'Economie*, Vol. 28, No. 4b. p: 1015.

¹³ Canada in the Making. *Immigration 1866-2001*. http://www.canadiana.org/citm/specifique/immigration_e.html にて入手可能。

¹⁴ Canada in the Making. Immigration 1866-2001. http://www.canadiana.org/citm/specifique/immigration_e.html にて入手可能。



写真: http://www.citynews.ca/images/2007-06/jun2907-citizenship.jpg & http://www.gg.ca/media/pho/galleryPics/1740.jpg/

第3章 | 移民に関する各政府レベルの担当領域

本章では、連邦政府、州政府、地方自治体の各政府レベルの、移民に関する担当領域について概説するとともに、カナダにおける移民関連サービス向けの資金調達構造についても明らかにする。

連邦政府(国全体に関わる分野を管轄)及び州政府主権を分割しているカナダ憲法の下、移民政策を制定する権限は連邦政府が有する。しかし、カナダ移民法の下、連邦政府は移民に関する事項について州政府と協定を締結する権限を有し、州政府は移民の定住と適応化関連の政策やプログラムの実施と管理を支援する見返りとして、連邦政府から財政援助を受けることが定められている。15

第 3 レベルの行政組織である地方自治体(地区、町、市)は憲法では規定されておらず、州政府によって地方自治体の設置や廃止、管理が実施される場合がある。また、州政府は移民に関する事業を含め、連邦政府から資金が供給されている公共事業を地方自治体に下請けさせることができる。 16 結果として、公共サービスは表 3.1 のように分配されている。

¹⁵ カナダ-ケベック合意(Canada-Quebec Accord)の下、ケベック州は特別な移民政策権限を有する。

¹⁶ トロント市は、市と州、連邦政府の3機関間での合意を締結する権限を州政府から与えられているカナダ唯一の自治体である。

移民関連の責務	連邦政府	州政府	地方自治体
管理	Х	Х	
サービス供給プログラム	Х	Х	
ウェブ ポータル	Х	Х	Х
語学研修		Х	Х
新移民の獲得及び維持		Х	
インフラ改善		Х	Х
定住及び適応化のサービス		Х	Х
教育		Х	Х
保健医療		Х	Х
住宅			Х
雇用サービス			Х

表 3.1: 移民に関する責務と責任

3.1 連邦政府

上述の通り、カナダの移民政策は憲法で連邦政府の責務として定められているが、その実施についてはカナダ移民法で連邦政府と州政府の連帯責任とされており、連邦政府と州政府間で様々な合意が締結されている。これらの合意では、新移民に向けたサービスとして、教育や研修、雇用サービス、市民権、市民活動などが規定されている。

連邦政府はカナダ移民局(CIC)を通じて移民を管理しており、CIC はその他の政府機関と連携しながらカナダ在住の新移民及び留学生、臨時労働者、難民の支援を行っている。過去 10 年間で、CIC は単にプログラムを管理する機関から、難民に対する所得補助と必要不可欠なサービスを提供する機関へと変貌を遂げた。

カナダへの移民申請は、次の4つの主要カテゴリー(クラス)に分類される。

- 難民クラス ー 自国で迫害を受ける恐れがあり保護を必要とする、カナダ国内又は国外に居住する者。
- 家族クラス カナダ市民権又は永住権を持つ親族をスポンサーに持つ者。
- 経済移民クラス カナダ経済への貢献が可能な者。
- 事業移民クラス カナダ経済を支えることができる、ビジネス経験豊富な人材。

表 3.2 は、カナダへの移民が許可されるカテゴリと、各カテゴリに要求される基本的な条件の例である。

クラス	諸要件	サブカテゴリ
難民クラス	• 祖国で迫害の危機に瀕する者	国連条約難民クラス
	カナダが最初に上陸した安全な国であること	庇護国クラス
		支援国クラス
家族クラス	• 18 歳以上のカナダ市民権保持者又は永住	配偶者、コモンロー パートナー、扶養の子供
	権保持者が経済支援者として親族のカナダ	
	永住権申請を行うこと	その他の親類
		国外からの養子縁組
経済移民クラス	関連分野における教育、就労経験、英語又	技術職及び専門職
	はフランス語の語学力(各サブカテゴリにより詳	州指名
	細は異なる)	ケベック指定の技術職者
	• 労働市場の需要に応えられる者	
事業移民クラス	40 万カナダドルの投資又はカナダで事業を保	投資家
	有及び経営していること	起業家
		自営業者

表 3.2: 移民カテゴリとその要件

出典: カナダ移民局(CIC)ウェブサイトの情報を基に表を作成。URL: http://www.cic.gc.ca/english/immigrate/index.asp にて入手可能。

カナダへの移民申請者はすべて、所定の健康基準を満たすと同時に、犯罪歴がなく、保安に関する各種検査に合格しなければならない。カナダへの移住を許可された者は、永住3年目以降、カナダ市民権の獲得が可能となるが、CICは申請者が以前から有する他国の市民権については、その破棄を義務付けていない。17

カナダは、ポイント制により移民を管理する政策を取っている。家族クラス及び経済移民クラスの移民申請者がカナダへの移民資格を獲得するには、特定の基準を満たしていること、並びに 100 点満点中 67 点以上獲得することが要求される。事業移民クラスで申請する場合は、100 点満点中 35 点以上が要求される。18 次頁表 3.3 は、カナダへの移民審査で考慮される主な項目とそれぞれのポイントである。(項目ごとのポイントの内訳については、31 頁付録 A を参照のこと。)

最も一般的なカテゴリは経済移民クラスで、カナダへの移住を許可された全移民の 50%弱が、この経済移民カテゴリに 該当する。経済移民クラスの申請者の 40%以上が、技術職者のサブカテゴリの該当者である。¹⁹

¹⁷ Government of Canada. Canada Europa Germany. (2006). *About Canada: Immigration*. http://www.dfait-maeci.gc.ca/canada-europa/germany/aboutcanada1105-en.aspにて入手可能

¹⁸ Citizenship and Immigration Canada. (2007). *Entrepreneurs: Selection Criteria*. http://cic.gc.ca/english/immigrate/business/entrepreneurs/selection.asp にて入手可能。

¹⁹ http://www.cic.gc.ca/english/resources/statistics/facts2006/overview/03.asp

項目	最高ポイント
年齢	10
学歴	25
語学力	24
職務経験	21
カナダでの雇用先の有無	10
適応能力	10
合計	100

表 3.3: 連邦政府によるポイント制で考慮される主な項目

出典: Modified table. Dolin, Benjamin and Young, Margaret (2004). Canada's Immigration Program BP-190E. Appendix Federal Skilled Worker Selection Grid.
Parliamentary Information and Research Service, Library of Parliament. Canada. http://www.cic.gc.ca/englishpdf/pub/LR-eng.pdf にて入手可能

連邦政府はまた、様々な定住関連の支援事業を提供し、新移民のカナダ社会への適応を支援している。これらのプログラムは CIC 経由でサービス カナダ(Service Canada)やカナダ人材技能開発省(HRSDC)などの連邦政府関連機関により実施されているものもあるが、大多数は CIC から委託を受けた有料サービス業者と州政府との連携で行われている。²⁰ 表 3.4 に、CIC がカナダの新移民向けに運営している各種プログラムとサービスをまとめた。

プログラム名	説明
移民定住及び適応化プログラム	ISAP は、移民(主に難民)のカナダへの適応を支援する非営利団体及び教育機関に資金供給
(ISAP)	を行うプログラムで、その資金は入国手続きやオリエンテーション、準専門家によるカウンセリング及
	び情報提供、翻訳、通訳、就職活動支援などのサービス提供に充てられている。
再定住支援プログラム(RAP)	RAP は、政府から支援を受けている難民を対象に所得補助、その他の基本サービスを提供し、
	カナダでの定住とカナダ社会への適応を図る。RAP は、入国地点での手続きの補助、長期的な
	住居確保の援助、緊急又は一時滞在先の確保、カナダでの生活に関する一般的なオリエンテー
	ションなどのサービスに必要な資金を提供している。
ホスト プログラム	政府が援助するホスト プログラムでは、新移民に対するカナダ人ボランティアの斡旋を行っており、
	新移民の受け入れ体制の改善や異文化理解の向上、各コミュニティにおける新移民の社会的ネ
	ットワークの構築などを目指している。
カナダ新移民向け言語教育(LINC)	LINC は成人移民向けに英語又はフランス語の語学研修を行う支援プログラムで、新移民の文
	化的及び経済的な適応の促進とカナダ社会で英語又はフランス語で会話する能力の向上を支
	援している。

表 3.4: CIC が実施する新移民向けプログラムとサービス

出典: Modified table. Dolin, Benjamin and Young, Margaret (2004). Canada's Immigration Program BP-190E. Parliamentary Information and Research Service, Library of Parliament. Canada. http://www.cic.gc.ca/englishpdf/pub/LR-eng.pdf にて入手可能; Citizenship and Immigration Canada. (2007). Call for Proposals 2008-2009- Guide for Applicants. http://www.fcm.ca/english/documents/taskforce.html にて入手可能

3.2 州政府

州政府は連邦政府と連携し、各州の移民担当大臣が連邦政府の市民権・移民大臣と協力体制を敷いている。カナダで最も移民の受け入れ数が多いのは、ケベック、オンタリオ、ブリティッシュ コロンビアの 3 州である(図 3.1 参照)。

²⁰ 連邦政府とケベック州間の合意により、ケベック州は連邦政府からの助成金を使用して、すべての定住及び社会適応化プログラムを実施する責任を負っている。

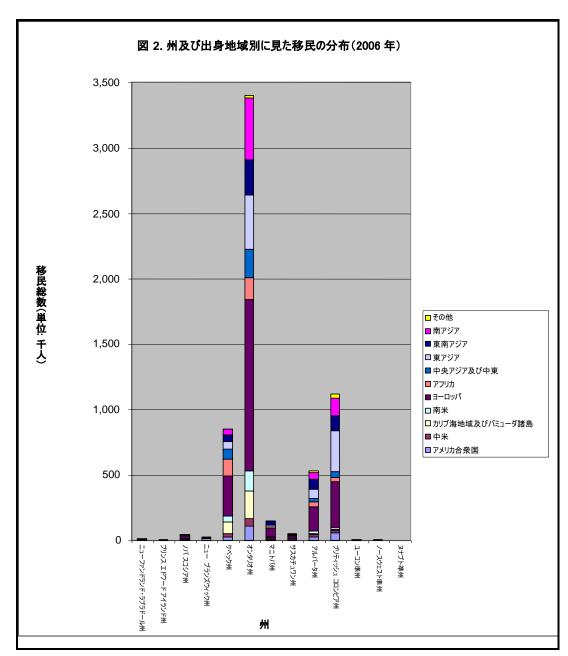


図 2: 居住州及び出身地域別に見た移民の分布(2006年)

出典: Statistics Canada. *Profile of Languages, Mobility, Immigration, Marital Status, Age/Sex, Dwellings and Households, 2006 - Canada, Provinces and Territories* (table), 2006 Census of Population (Provinces, Census Divisions, Municipalities) (database), Using E-STAT (distributor).

 $\frac{\text{http://estat.statcan.ca.myaccess.library.utoronto.ca/cgiwin/cnsmcgi.exe?Lang=E\&ESTATFile=EStat ¥English ¥E-Main.htm にて 入手可能$

3.2.1 州別に見た移民要件

カナダでは、連邦政府が各州・準州と、新移民の管理や定住に関する枠組み合意を個別に締結している。連邦政府との公式合意を結んでいないのは、ヌナブト準州とノースウェスト準州のみである。この合意は、連邦政府と州政府の関連機関間での協力体制を促進し、移民の定住を促進するための各種サービスに必要な資金を連邦政府から州政府に供与する目的で締結されている。

これらの枠組み合意は、最近では移民の定住関連サービスの実施政策を要約した付属書(ケベック州、マニトバ州、ブリティッシュ コロンビア州)をはじめ、州レベルの地域的・経済的需要に適合した移民の推薦権限の付与(マニトバ州、ブリティッシュ コロンビア州、サスカチュワン州、プリンス エドワード アイランド州、ユーコン準州、オンタリオ州)及び移民の選別責任の所在を特定(ケベック州)する付属書などにより更新がされている。

オンタリオ州では、最近、移民に関する枠組み合意が初めて締結され、入国前の情報やオリエンテーションの提供、基本的な定住関連サービス、語学研修などといった、カナダ社会への適応を支援する各種サービスが開始された。また、新移民が抱える社会的・経済的適応問題に対処するため、連邦政府と州政府がオンタリオ州内の各自治体と直接協力し合うことを可能にした画期的な合意も締結されている。

現在、州及び準州との枠組み合意はすべて州指名プログラム(Provincial Nominee Program、PNP)に組み込まれている。PNP は雇用に焦点を当てた移民プログラムで、カナダ全土の州・準州は PNP により特定業種の地元雇用主と協力し、技術職や準技術職について、カナダ市民又は永住者の中に適切な人材が見つからなかった場合に、国外からの雇用が可能となった。PNP の実施については州によって進行状況が異なり、オンタリオなど一部の州では、医療及び教育分野の専門職者をカナダに引き寄せるための試験的な PNP が策定されたばかりである。²¹

州の PNP で指定された要件を満たす申請者は、通常、永住者候補として州の推薦を受けるが、依然として CIC に移 民申請を行い、連邦政府が定める基本要件(健康診断及び経歴審査を含む)を満たす必要がある。

表 3.5 では、各州の PNP で指定されている要件をはじめとする、枠組み合意の概要を州別にまとめた。

12

²¹ Citizenship and Immigration Canada. (2007). *Provincial Nominee*. Available at URL: http://www.cic.gc.ca/english/immigrate/provincial/index.asp; Ontario Immigration. *Ontario Pilot Provincial Nominee Program*.http://www.canadiana.org/citm/specifique/immigration e.html にて入手可能。

表 3.5: 州別の枠組み合意

州	合意	合意の内容	PNP のカテゴリ
ケベック	カナダーケベック合意 就労許可	資金供給定住関連サービス移民カテゴリの定義法執行移民受け入れ数の設定	1. 技術職カテゴリ 2. 事業移民カテゴリ 3. 学生永住者カテゴリ
オンタリオ	カナダーオンタリオ移民合意 就労許可 情報共有	資金供給定住関連サービス地方自治体との提携	1. 雇用主カテゴリ 2. 留学生カテゴリ 3. 多国籍投資家カテゴリ
ニューファンドランド	州指名に関するカナダーニュー ファンドランド・ラブラドール合意 (1999 年及び2006 年)	• PNP	1. 職業/特殊技能分野の就労経験者 2. 起業家 3. ビジネス パートナー
プリンス エドワード アイラ ンド	協力体制に関するカナダープリンス エド ワード アイランド合意 — 一般条項 州指名(2001年)	移民関連問題の討議の 促進PNP	1. ビジネス パートナー移民カテゴリ(投資家又は管理職) 2. 起業家移民カテゴリ(新規事業) 3. 縁故カテゴリ(同州内に拠点を置き、所定の要件を満たす「推進者」による推薦) 4. 技術職者カテゴリ
ノバ スコシア	移民に関するカナダーノバスコシア合意 (2007年) 州指名 就労許可	● PNP ● 移民関連問題の討議の 促進	1. 技術職者枠 2. 地域コミュニティ認定枠(ノバスコシア州の地域社会との確固たる関係を確立していること) 3. 家族経営枠 4. 経済枠(管理職又は経営者。なお、このケラスからの新規申請者の受付は行っておらず、2007年秋に改正される予定)-企業顧問プログラムはこの枠に該当 5. 留学生枠 - ノバスコシアで人材が限られている分野の技術を有する卒業後間もない学生
ニュー ブランズウィック	州指名に関するカナダーニューブランズ ウィック合意 就労許可	• PNP	申請者はニュー ブランズウィック州の自己評価ポイント制で50 点以上を獲得しなければならない。 1. 就職先が決定している申請者 - 州内の既存企業で正社員として採用が決定していること。職務内容は申請者の学歴や職務経験と一致していなければならない。 2. 事業計画申請者(標準)
マニトバ	カナダーマニトバ移民合意(及び修正条項) 州指名 就労許可	● 定住関連サービス ● PNP	技術職者向け優先枠
サスカチュワン	カナダーサスカチュワン移民合意(及び修正条項) 修正条項) 就労許可 州指名	 PNP 移民関連問題の討議の 促進 定住関連サービス 	1. 技術職者 2. 親族 3. 起業家 4. 農場所有者/経営者 5. 医療従事者 6. 学生 7. 長距離トラック運転手

アルバータ	カナダーアルバータ移民合意 州指名プログラム 情報共有に関するカナダーアルバータ 合意 就労許可	• -		1. 技術職者カテゴリ 2. 学位取得の留学生カテゴリ 3. 準技術職者カテゴリ 4. 自営農民クラス
ブリティッシュ コロンビア	移民提携に関するカナダーブリティッシュ コロンビア合意、2004年(及び2005年 の修正条項) 州指名プログラム 就労許可			1. 戦略的職種(技術職者、指定の医療従事者、留学生) 2. 事業移民
לב-ב	カナダーユーコン移民提携合意 – 一般規定 州指名プログラム 覚書	• PN • 移 促	 民関連問題の討議の	1. 技術職者プログラム 2. 事業プログラム

表 3.5: 州別に見た枠組み合意

出典: Citizenship and Immigration Canada. (2006). *Annual Report to Parliament on Immigration, 2006. Section 2 Federal-Provincial/Territorial Partnerships.* http://www.cic.gc.ca/english/resources/publications/annual-report2006/section2.aspより入手可能

3.2.2 ケベック州の事例

1991 年に制定された「カナダーケベック合意」は、連邦政府と州政府間の移民合意の中でも特に包括的なもので、この合意により移民に関する連邦政府と州政府間の権限分割を扱った様々な憲法改正案が発効され、ケベック州で優位を占めるフランス語とフランス文化の強化及び保護の重要性が認識された。22

同合意は、ケベック州政府が自州で受け入れる移民の年間総数及び移民の経済支援者の収入基準を決定し、個別のポイント制を使用した移民の定住地分配の管理、新移民に対するオリエンテーション及び社会への適応関連サービスの提供について全責任を担うことを定めている。ケベック州のポイント制は、連邦政府のポイント制を基本に、フランス語の語学力に重点を置き、ケベックの文化への適応が容易と思われる家族枠の申請者を奨励するなどの調整が加えられている。なお、移民カテゴリの設定、移民受け入れ数、移民及び難民に関連する法執行については依然として連邦政府の管轄である。²³

ケベック州で提供されている定住関連サービスには、カナダ入国手続きの補助、カウンセリング、語学研修、新移民のケベック社会への適応支援などの各種サービスが含まれる。こうしたサービスは非営利の地域団体との連携で提供され、通常 CIC やカナダ各地にあるその他の政府関連機関を通じて連邦政府から提供される各種サービスと合致した内容であることが期待されている。

²² Young, Margaret. (2004). *Immigration: The Canada-Quebec Accord.* Library of Parliament, Parliamentary Information and Research Service.http://www.parl.gc.ca/information/library/PRBpubs/bp252-e.htm にて入手可能。

²³Dolin, Benjamin and Young, Margaret (2004). *Canada's Immigration Program BP-190E*. Parliamentary Information and Research Service, Library of Parliament. Canada. http://www.cic.gc.ca/englishpdf/pub/LR-eng.pdf にて入手可能; Young, Margaret. (1992). *Immigration : Constitutional Issues*. Library of Parliament, Parliamentary Information and Research Service.http://dsp-psd.pwgsc.gc.ca/collection-R/LoPBdP/BP/bp273-3.htm にて入手可能

3.3 地方自治体

カナダの地方自治体は州法の下に設置された公共団体であり、カナダ憲法では規定されていない。近年では州政府による自治体再編が増加し、その結果、移民の定住とカナダ社会への適応に関連するサービスの実施・提供における自治体の役割は拡大している。カナダに移住した移民の大半は、モントリオールやトロント、バンクーバーなどの大都市に定住しているため、移民人口の分布に不均衡が生じている。2006 年には全移民の 40%弱がトロント大都市圏(GTA)に住居を構え、そのうち 30%はトロント市に定住している。24 33・34 頁の付録 B は 2006 年にカナダの都市圏に定住した永住者(市民権未取得者)の内訳である。

3.3.1 自治体における移民要件

自治体レベルの移民政策は、連邦政府と州政府間の移民合意、あるいは州の覚書に定められている。カナダの主要都市圏以外では、自治体は通常、正式な政策策定に関与していない。さらに最近ではカナダ市町村連合(Federation of Canadian Municipalities、FCM)が、移民政策の策定に対する自治体の関与を強化するよう働きかけており、州及び連邦政府関連機関と連携し、所得補助及び低所得者向け住宅、緊急シェルター、保育、医療、語学研修など、特殊な新移民向けプログラムの実施の際に発生する、見落とされがちな問題に取り組んでいる。25カナダの主な都市圏では、移民からの需要増加に対応して多言語でサービスや情報の提供を実施しており、トロントでは公共交通機関などのサービスは 70 か国語、緊急時のサービスに至っては 150 か国語でサービスが提供されている。

3.3.2 トロントの事例 - 政府間共同事業

長年の間、カナダの玄関口としての役割を果たしてきたトロントでは様々な民族の地域コミュニティが確立されており、新移民の適応の支援や、医療、社会、雇用関連のサービスも広範にわたり提供されている。2001 年、トロント市は移民とその定住に関する政策的枠組みの確立に着手した。「カナダーケベック合意」に類似するこの合意は、トロント市が移民関連の政策決定に関与し、移民の適応を促進する活動、雇用支援、教育及び研修の受講機会、市民権、市民活動などの分野におけるサービスの提供について資金供給を受けることが定められている。

2006 年、トロント市は連邦政府並びにオンタリオ州政府と、政府間提携合意を締結した。カナダで最初に締結されたこの種の合意の一つである、この政府間合意は、オンタリオ自治体協会(Association of Municipalities of Ontario、AMO)との連携により策定された。26同合意では、トロント市が様々な連邦及び州政府関連機関と共同で、同市に特に関連があり重要な移民・定住問題に取り組むことを目指している。資金供給はなされていないものの、同合意はカナ

²⁴ Citizenship and Immigration Canada. (2005). *Backgrounder Highlights of Canada-Ontario Immigration Agreement*.http://www.cic.gc.ca/EnGLIsh/department/media/backgrounders/2005/2005-11-21.asp にて入手可能。

²⁵Federation of Canadian Municipalities. (2002). *Brief to the Prime Minister's Caucus Task Force on Urban Issues*. http://www.fcm.ca/english/documents/taskforce.html にて入手可能。

²⁶ 2005 年、ウィニペグ市は移民の受け入れにより生じる費用を相殺するための支援プログラムを連邦政府との間で個別に策定した。同市には、ウィニペグ難民財政援助支援プログラム(Winnipeg Private Refugee Sponsorship Assistance Program)の費用として 25 万ドルが供与された。

ダにおける 3 つのレベルの政府機関の情報共有を大きく促進するものとして評価されており、恒久的資金調達手段の 新規開拓と、各政府機関による移民・定住関連プログラムの実施協力の実現を目的としている。27

3.4 移民プログラムの財源

カナダでは、各地で実施される定住及び社会適応関連のサービス(ケベック州が実施している各種プログラムを含む)の 大多数に対し、連邦政府から資金が供給されている。28連邦政府から州や準州に割り当てられる移民・定住関連サー ビス向けの資金は、州及び地域組織が運営するカナダ移民局(CIC)の基本サービスの実施に充てられる。図 3.2 は、 1990 年代初め以降のカナダ全土における移民・定住関連サービスの資金の増加を図示している。

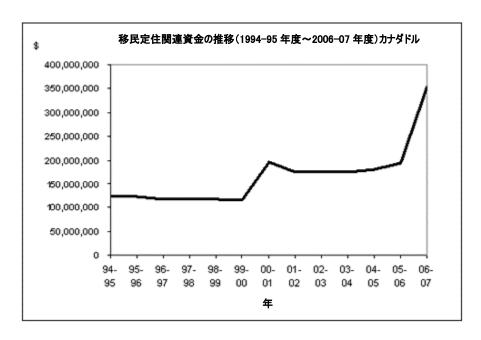


図 3.2: 移民定住関連資金の推移

出典: Statistics Canada. Profile of Languages, Mobility, Immigration, Marital Status, Age/Sex, Dwellings and Households, 2006 - Canada Source: Citizenship and Immigration Canada. (2006). Backgrounder – Settlement

allocations.http://www.cic.gc.ca/english/department/media/backgrounde rs/2006/2006-11-10.asp にて入手可能

個別の合意を締結しているケベック州とオンタリオ州を除くすべての州・準州における資金は、各州・準州共通の基準額 に移民 1 人当たりの標準額を加算した額がそれぞれ支給される。この資金は連邦政府の補助金交付システムを通じ、 ブロック補助金として交付される(資金の用途に関する条件は最低限に抑えられている)。29 この各州同額の基本資金 を設定した形式は、移民数が比較的少ない地域で定住関連サービスの改善に向けた資源投資を行い、より多くの移 民を引き寄せることをねらいとして策定されたものである。

²⁷ Citizens and Immigration Canada. (2006). Canada-Ontario-Toronto Memorandum of Understanding on Immigration and Settlement.http://cic.gc.ca/english/about/laws-policy/agreements/ontario/can-ont-toronto-mou.asp にて入手可能。

²⁸ Canadian Urban Institute (2007).Social Services Delivery in Canada (カナダにおける社会福祉サービスの提供).

²⁹ Department of Finance Canada. (2007). Federal Transfers to Provinces and Territories. http://www.fin.gc.ca/access/fedprove.html にて入 手可能。

第4章 カナダ主要都市における移民への対応

現在、カナダでは全人口の 4 分の 3 以上が都市部に居住しており、2020 年までに人口の 85~90%が主要都市に集中すると推定されている。カナダは毎年 23 万人近い移民を受け入れているが、確立された都市環境に定住する移住者の割合が増加する傾向にある。カナダ各地の自治体では、移民向け社会扶助プログラムの実施と資金調達の責任が増加しつつある。本章では、トロントにおいて地域コミュニティ レベルで実施されている移民への対応について概説する。

4.1 トロントにおける移民の歴史

トロントは移民を基盤とする都市である。1793 年、英国海軍工廠及びアッパー カナダの首都候補として入植が行われたトロントは、英国からの入植者が定住したことにより人口が増加した。1812 年の米英戦争後、英国系、その他ヨーロッパ系の入植者が流入し、トロントは急速に拡大した。19 世紀半ばまでに、ウェランド運河完成に伴う港湾事業の活発化と鉄道の完成により、トロントは地域的・経済的中心となり、入植はさらに加速した。30

第一次世界大戦後、「白人」入植者を歓迎する移民政策を背景に、トロントは特にイタリア系のヨーロッパ系移民にとって格好の入植先となった。³¹堅調な経済成長に支えられ就労機会が豊富なトロントでは、流入する移民数は着実に増加を続けた。20 世紀半ばには、移民の大量流入を主因にトロントの人口は 100 万人に達したが、これには移民二世の誕生も一端を担ったと考えられる。³² 1960 年代初め以降、少数民族グループがトロントへの移民の多勢を占めるようになった。これによりトロントは民族多様性に富む多文化都市として発展した。³³ その後もこの傾向は続き、現在、トロントの人口の 50%近くが海外出身者となっている。³⁴ トロントでは、移民流入の結果として人口が増加し、民族多様性が拡大するにつれ、定住や適応化の支援に対する需要も拡大した。

4.2 トロントに残された遺産 - トロントへの権限委譲の影響

カナダでは、連邦政府と州政府が責任を分担し、社会福祉サービスを提供している。連邦政府は通常、社会福祉サービスの資金を州に供給する責任を負う。以前オンタリオ州政府が行っていた社会福祉サービスの多くは、1990 年代に州内の各自治体へとその権限が委譲された。具体的には住宅、公共交通機関、医療、職業訓練など、様々な移民支援プログラムが自治体に移管された。オンタリオ州南部の好景気に反し、トロントは 6 億ドルに上る社会福祉サービス費の新規支出を余儀なくされ、財政難に陥った。この時期トロントは合併を行い、財政圧迫の複雑さが増す結果となった。

³⁰ Knowles, Valarie. (2000). Forging Our Legacy: Canadian Citizenship and Immigration, 1900-1977. Citizenship and Immigration Canada. Public Works and Government Services Canada.http://cic.gc.ca/english/resources/publications/legacy/chap-1.asp にて入手可能。

³¹ Isin, E. & Siemiatycki, M. (1997). Immigration, Diversity and Urban Citizenship in Toronto. *Canadian Journal of Regional Science*, vol. 20, no. 1-2. pp.73-102.

³²TorontoPlace.com. The History of Toronto Ontario Canada. http://www.torontoplace.com/history.htm にて入手可能。

³³ Isin, E. & Siemiatycki, M. (1997). Immigration, Diversity and Urban Citizenship in Toronto. *Canadian Journal of Regional Science*, vol. 20, no. 1-2. pp.73-102.

^{34 C}ity of Toronto. *Immigration Portal* .http://www.toronto.ca/immigration/index.htm にて入手可能。

(詳細は、2008 年 2 月 22 日に当協会より発行された「カナダにおける社会福祉サービスの提供」参照³⁵)トロントを含むオンタリオ州の各自治体では、このような権限移譲により、移住直後の移民の増加とニーズの双方に対応する重圧が生じた。トロントでは、移民に適切な住宅と職業訓練を提供することや、移民の支援を行う地域組織へ適切な資金援助を行うことが、なおも課題として残っている。

³⁵ http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/48.pdf から閲覧可能。

4.3 移民に関する課題への対応

カナダに移住して間もない移民の場合、居住地域での就労機会、定住支援及び語学プログラム、民族や文化背景の近い地域団体からの支援などが居住地の選択に影響する。³⁶ トロントをはじめとする各自治体は、これら新移民のニーズを満たすべく対応を行っている。表 4.1 は、住宅、教育、就業支援、職業訓練など、トロント市が行っている移民向けサービス及び関連プログラムの主な例である。本章のこれ以降の部分では、これら主要サービスについて説明するとともに、連邦政府及び州政府からの支援を含めた運営体制などの情報についても触れる。

サービス	担当部門	プログラム名	開始年	取組み内容
	トロント地域住宅 供給公社 (Toronto Community Housing Corporation、 TCHC)	社会投資基金(Social Investment Fund、SIF)	2004	活気ある健全なコミュニティ構築を目指す地域コミュニティの取組みを支援するため、トロント地域住宅(Toronto Community Housing)のある地域コミュニティでの生活の質を向上させるプロジェクトに毎年 100 万ドルを助成。
	低所得者向け住 宅課(Affordable Housing Office、 AHO)	住宅修復援助プログラム (Residential Rehabilitation Assistance Program、RRAP)	1973	住宅の修繕、障害者向けの改築、間貸しのための増改 築、非居住用建物の賃貸住宅への建て替えに対し、 Canada Mortgage and Housing Corporation から 500 ド ル~1500 ドル(部屋のタイプによって異なる)を助成。
住宅	社会開発、資金 調達、運営課 (Social Development, Finance & Administration Division)	地域サービス提携プログラ ム(Community Service Partnerships Program、 CSP)	2004	社会から取り残された地域の社会的地位の改善を目指す 各種サービスの利用を促進。プログラムごとに最高 5 万ドル を助成。
	シェルター及び支 援、住宅行政課 (Shelter, Support & Housing Administration Division)	ホームレス支援地域計画 (Homelessness Partnering Community Plan)	2000	連邦政府からの2億6960万ドルの補助金を基に、援助が必要な社会的弱者向けの住宅提供、住宅探し及び住宅確保を支援。
青少年及び 成人教育	トロント公立学校 教育委員会 (Toronto Public School Board)	第2言語としての英語教育(ESL) カナダ新移民向け言語教育(LINC)	1965	カナダ到着して間もない、永住権又は特別許可を有する 学生に対し、英語習得クラス及びカウンセリング サービスを 実施。
就業支援及 び研修	社会福祉サービス 課(Social Services Division)	オンタリオ ワークス プログラ ム - 就業支援	1997	移民の求職活動を支援するためのサービス及び研修を実 施。

表 4.1: 新移民に向けた主要社会福祉サービスの概要

出典: 表は以下の出典からの情報を基に編纂した: Social Investment Fund.

http://www.torontohousing.ca/key_initiatives/social_investment_fund, Toronto Community Housing; Homeowner Residential Rehabilitation Assistance Program. http://www.cmhc-schl.gc.ca/en/co/prfinas/prfinas_001.cfm, CMHC; City of Toronto Community Service Partnership Program, http://www.toronto.ca/grants/csp/; City of Toronto Social Service. http://www.toronto.ca/socialservices/

³⁶ City of Toronto. *Toronto's racial diversity*. http://www.toronto.ca/toronto_facts/diversity.htm にて入手可能。

4.3.1 住宅

4.3.1.1連邦政府及び州政府からの支援

住宅支援は、住宅情報や手頃な住宅探しに対する支援を必要とすることの多い、移住直後の移民にとって重要なサービスである。移民は住宅確保に際し社会的・経済的疎外を受ける場合があり、そのためホームレスになる危険性にも面する。³⁷カナダ連邦政府は、州政府及び自治体を通じて次のような公営住宅支援プログラムを実施している。

● カナダー オンタリオ低所得者向け住宅プログラム(Canada-Ontario Affordable Housing Program)

この提携プログラムは、「低所得者向け住宅の取組み(Affordable Housing Initiative、AHI)³⁸」を通じて実施され、自治体レベルでの低所得者向け住宅への応募申請の処理スピード向上を目的とし、低所得者向け住宅建設と家賃補助額の引き上げの双方に対し、連邦政府からブロック補助金を供与する。

• 健全な地域コミュニティのための家賃補助プログラム(Strong Communities Rent Supplement Program)

このプログラムは自治体のサービス管理団体(州の公営住宅プログラムを運営する州指定の機関)によって運営され、移民などの低所得世帯に対する家賃補助として毎年最高 5,000 万ドルの支援を行う。これらの資金は、賃借者や民間企業又は非営利目的のサービス機関に分配される。

またオンタリオ州は、「緊急事態のための光熱費補助金(Emergency Energy Fund)プログラム」という、各自治体が新移民への光熱費の一時補助を行うためのプログラムを設けている。オンタリオ州政府はこのプログラムを通じ、光熱費の支払いに窮した低所得者を各自治体が支援するための資金を提供する。

4.3.1.2地方自治体の役割

トロントには、住宅に関する移民のニーズに応える様々な提携機関がある。トロント地域住宅公社(Toronto Community Housing Corporation、TCHC)は、公営住宅事業が州から市に移管されたことに伴い 2002 年に設立された。TCHC はトロント市が任命した役員によって運営され、役員会は市議会議員、市長、トロント地域住宅の賃借人2 名を含む9 名の市民で構成される。TCHC はカナダ最大の公営住宅供給業者であり、トロント全域に360 の高層及び低層賃貸住宅を有する。39トロント地区では、新移民の多くが安定した職に就くまでの暫定的な住宅支援をTCHCに依存している。TCHC が行うサービスには、賃借人に助成家賃で住宅を提供する所得別家賃(RGI)住宅、主に移民を対象に賃借人の積極的な関与と安全性を推進するプログラムに資金援助を行う社会投資基金(SIF)などがある。

移民向けの住宅支援制度の確立に寄与するその他の市機関として、低所得者向け住宅の開発を促進し、連邦政府及び州政府と協力して低所得者向け住宅向けの資金確保を行う、「低所得者向け住宅課(Affordable Housing

20

³⁷ PRI, 2005, Housing Policy and Practice (WEB)

³⁸ Canadian Mortgage and Housing Corporation. *Affordable Housing Initiative* (AHI) http://www.cmhc-schl.gc.ca/en/inpr/afhoce/fias/fias 005.cfm

³⁹ Toronto Community Housing Corporation. About Us.

Office、AHO)」がある。AHO は、低所得者向け住宅の建設やホームレス支援、さらには安定した雇用が確保できない新移民など、ホームレスとなる危険性のある者に対して支援を行う、「シェルター及び支援、住居行政課(Shelter, Support and Housing Administration、SSHA)」など他の課とも連携し、恒久的な住宅と雇用確保の支援事業を行っている。

トロント市の「社会開発、資金調達、運営課(Social Development, Finance and Administration Division)」も市内のその他機関や企業と提携し、カナダに移住して間もない移民の基本的ニーズへの対応及び「地域サービス パートナーシップ(Community Service Partnership、CSP)」プログラムを運営している。CSP は社会から取り残されたコミュニティにおけるシェルターや住宅などの支援サービスの改善を目的とした基金である。

4.3.2 成人教育

4.3.2.1 連邦政府及び州政府からの支援

移民に対する連邦政府の教育支援は、1992 年、「カナダ新移民向け言語教育(Language Instruction for Newcomers to Canada、LINC)」プログラムにより開始された。LINC は新移民に対して基本的な言語教育を行うことにより、カナダ社会への適応を支援するプログラムである。プログラムは州及び自治体の機関と提携して運営されている。また、オンタリオ州では、連邦政府が「言語強化研修(Enhanced Language Training、ELT)」プログラムも支援している。 ELT プログラムでは新移民が円滑に労働市場に参入できるよう、職業別研修など、より高いレベルの言語研修を行っている。

4.3.2.2 地方自治体の役割

教育プログラム及び専門技術者向け研修プログラムの大半は、公共機関と民間機関の協力において運営されている。トロント市最大の青少年及び成人教育プログラムの運営機関は、「トロント教育委員会(Toronto District School Board、TDSB)」である。TDSB はトロント市内で 25 万人を超える児童生徒に対し、オンタリオ州の教育プログラムを実施している。TDBS は多言語・多文化を背景に持つ児童生徒を最も多く抱える教育委員会の一つであり、彼らの 50%以上が英語以外の言語を話す。

TDSB は、カナダに移民した成人及び青少年向けに複数の支援プログラムを提供している。以下がそのプログラムの一例である。

- 第 2 言語としての英語(ESL)プログラム ー このプログラムはカナダ市民、永住者、条約難民、難民申請者に該当する移民に対して英語教育を行うもので、クラスでは語学教育、各地域コミュニティ及び各種サービスの紹介、進学準備などを行う。
- カナダ新移民向け言語教育(LINC) 連邦政府によるこのプログラムのトロント最大の運営機関は TDSB である。LINC プログラムでは新移民の英語学習を支援し、安定した生活基盤の確立とカナダ社会への適応を支援する。
- 学区内での定住支援プログラム(Settlement Workers in Schools、SWIS) SWIS は移住して間もない学童 生徒とその家族が学校及び地域コミュニティに溶け込めるよう支援するプログラムで、オンタリオ全域で実施されている。SWIS は移民直後の家族に対し、学校教育関連で必要なサービスや資源を利用できるよう個別に支援する。

4.3.3 就業支援と研修

4.3.3.1 連邦政府及び州政府からの支援

移民にとって最難関となるのは安定した雇用を見つけることである。オンタリオ州では、労働年齢にある移民の 70%超が高学歴で優れた技能を有しているが、専門技能を要する規制業種に従事するのはその 4 分の 1 未満である。40そのため、オンタリオ州は移民の資格専門分野への参入を増加するため、「専門職への参入改善の取組み(Ontario Access to Professions and Trades)」を開始した。このプログラムは、主要セクターの各業界と協力し、カナダ国外で専門経験を積んだ者に対し、公平な資格登録手続きと雇用慣行を適用することを推進するものである。この取組みは、オンタリオ州の高齢化する労働力を調整して競争力を維持できるよう、州が重要であると特定した規制業種への移民の参入を推進することを目的としている。

この他、オンタリオ州は、専門技術を積んだ移民を一刻も早く州の労働市場に参入させるため、「オンタリオ ワークス (Ontario Works)」などのプログラムも設置した。このプログラムは地域コミュニティ・社会福祉サービス省 (Ministry of Community and Social Services)が自治体や地元機関と提携して運営しており、移住直後でまだ求職中の移民など 一時的な財政支援を必要とする人々への収入補助と雇用支援を目的としている。

各種就業支援プログラムへの連邦政府からの支援は通常、市民権省(Ministry of Citizenship)、職業訓練、カレッジ及び大学省(Ministry of Training, Colleges and Universities)など州の機関との提携という形を取っている。41

-

⁴⁰ Government of Ontario. (2002). The Facts Are In! A study of the characteristics and experiences of immigrants seeking employment in regulated professions in Ontario. Ministry of Training, Colleges and Universities.

http://www.edu.gov.on.ca/eng/document/reports/facts02.pdf から入手可能。

 $^{^{41}}$ 労働市場への移民の参入のための支援は、連邦政府の CIC が運営する Settlement.org や immigrationportal.ca を通じても行われている。これらのウェブサイトには移民向けの就職リソース、スポンサー、ESL プログラム、住宅、医療サービスなどの情報が掲載されている。また、州で適用される雇用基準や労働者の権利に関する情報もある。

4.3.3.2 地方自治体の役割

トロント市では、移民が自身の教育や職業訓練、職歴と関連した有意義な職業に就くための各種サービスやプログラムを実施している。トロント市の「社会福祉サービス課(Social Services Division)」は、地域コミュニティ及び政府提携機関と協力し、適切かつ効果的で利用しやすいサービスの提供に努めている。同課はオンタリオ ワークス プログラムの運営を担当し、地元の非営利機関と提携して移民の就業支援を行っている。

4.4 NGO との連携

カナダの大半の自治体では、住宅や就業支援などの移民関連プログラムは非営利組織(NGO)と地域ボランティア団体によって実施されている。NGO は新移民がカナダでの生活に適応し定住できるように支援する上で重要な役割を果たしている。連邦政府及び州政府、地方自治体が提供しているサービスの多くは、NGO との提携において行われている。NGO は就業支援からカナダ社会への文化的適応に至るまで、移民の多様なニーズへの対応に必要な能力や知識を開発してきた。

トロント市では多数の NGO が住宅支援、職業訓練、英語教育などの支援を行ったり、新しい環境への適応支援を行う小規模団体への資金援助を行っている。トロント市と提携している大規模 NGO の例として、「ユナイテッド ウェイ (United Way)」がある。ユナイテッド ウェイは、200 を超えるサービス提供機関をトロント内で支援しており、社会面及び健康面で新移民のニーズに対応する重要なサービスを行っている。2001 年、ユナイテッド ウェイは電話受付及びインターネット上のサービスである「211Toronto」を開始した。このサービスは多言語で提供されており、移民は地元の雇用情報や支援サービス情報を収集できる。

例として、「ディクシー ブロア地域センター(Dixie Bloor Neighbourhood Centre、DBNC)」がある。DBNC は新移民に向けた言語教育のほか、カナダの労働市場や住宅市場に関する研修を行っている。422006 年以降、同センターでは外国で専門職経験を積んだ移民を、カナダの専門職従事者(メンター)と引き合わせることにより、求職状況やオリエンテーション、メンター制度の改善を図っている。同センターでは、このメンター制度により、これまでに 135 名の移民が自身の専門分野又は関連分野への就職を果たしている。43

その他の支援対象団体としては、トロントに移住して間もない移民の生活安定と社会への適応を支援する、「メイツリー基金(Maytree Foundation)」がある。1982 年に設立された同基金は、調査や支援などに関する様々な情報提供サービスのほか、職業訓練や能力開発、社会変革活動のための助成や貸付金など、移民に対する財政支援も行っている。また、地域コミュニティ開発を行う他の慈善団体への助成金の供与に加え、移民向けサービスの拡大や移民の労働市場への円滑な参入をインターネット上で支援するである「hireimmigrants.ca」などを運営している「トロント地域移民雇用委員会(Toronto Region Immigrant Employment Council、TRIEC)」をはじめとする諸団体との提携も行っている。

⁴² Dixie Bloor Neighbourhood Centre.URL: http://www.dixiebloor.ca/

⁴³ The Mentorship Partnership.URL: http://www.thementoringpartnership.com/index.asp?section=4&article=dbnc251006

⁴⁴ Toronto Region Immigrant Employment Council. About TRIEC. URL: http://www.triec.ca/index.asp



写真: http://www.westislandchronicle.com/imgs/dynamique/articles/gros/1_skybox_TAYLORBOUCHARD3142.jpg, & http://www.courrierlaval.com/imgs/dynamique/articles/gros/Taylor_1.jpg

第5章 | カナダの移民政策に関する様々な議論

カナダの移民政策は、歴史的に見ると、短期の労働力不足に対する措置、出生率低下への対応、カナダ各地の地域 コミュニティの経済発展の促進を目的とするものであった。しかし、その焦点は過去数十年の間に、経済的繁栄の実現 から、安定した数の移民を流入させることへと移行した。本章では、こうした変化によって現在の移民政策が直面することになった課題について触れる。

5.1 労働市場への適応 - 新移民の就職難

近年の移民は教育及び専門技術水準が高いにもかかわらず、安定した職(特に規制業種において)を得るのに苦労している。カナダでは、移民が外国で取得した学位や資格を正しく評価、認識することが、一層重要な課題となっている。 1990 年代後半以降、移民全体の就職率は 10%近く下落した。45 同時に、熟練労働者の不足が深刻化したことによりカナダ全体の競争力が脅かされているという研究結果も数々発表され、経験や専門知識をどこで習得したかに関係なく、カナダの居住者全員の技術と能力を完全に活用する必要があるとの考え方が注目されるようになった。移民の技能を正しく評価し有効に活用しないことによる経済的損失は、年間 15 億ドルに上ると推定されている。46

カナダの移民審査におけるポイント制は、移民の専門分野をカナダ労働市場の弱点分野と一致させることを目的として導入されたが、実際に移民が有する学位・資格を評価することは困難で、依然として連邦・州両政府が規定している他の規制手順と区別ができないという声が、規制業種の業界で頻繁に聞かれる。47 移民政策が雇用主や最重要サービス分野における求人需要と噛み合っていないことは、オンタリオ州の深刻なファミリー ドクター不足でも浮き彫りになっている。現在オンタリオ州では、外国で取得した医師免許を認定されなかった約 4000 名の移民が州各地で低賃金の職に従事している。オンタリオ州の医師免許発行機関である CPSO(College of Physicians and Surgeon of Ontario)などの認定機関では、今後外国の医師免許を持つ移民が医療現場で補助を行う可能性を認めてはいるものの、外国医

⁴⁵ Danielle Zietsma. (2007). *The Canadian Immigrant Labour Market in 2006: First results from Canada's Labour Force Survey*. Labour Statistics Division, Statistics Canada. p: 13-14. http://www.statcan.ca/english/freepub/71-606-XIE/71-606-XIE2008002.pdf から入手可能。

⁴⁶ Reitz, Jeffery. (March 2002). Immigration Skills Utilization in the Canadian labour market: Implications of Human Capital Research.

Journal of International Mitigation and Integration.

⁴⁷ Sangster, Derwyn. (2001). Assessing and Recognizing Foreign Credentials in Canada – Employer's Views. Canadian Labour and Business Centre (CLBC)

師免許の評価を適切に行うための資源や、移民の医療現場への円滑な投入に必要な補足研修を行う体制は整っていない。

人口統計学者や経済学者、さらには資格認定機関の中には、適切な評価制度が確立されるまで移民の受け入れレベルを増やさない、あるいは今後移民を考えている者に対し専門分野での就業が困難であるという事実を的確に伝える必要があるという意見もある。⁴⁸ なかには、「オンタリオ州プロフェッショナル プランナー協会(Ontario Professional Planners Association)」などのように、率先して移民の受け入れを加速した業界もある。⁴⁹

5.2 連邦政府の移民受け入れ目標への批判

2006 年、カナダの老齢人口(66 歳以上)は過去最高に達した(総人口の約 20%、660 万人)。カナダ統計庁では、2031 年までに 66 歳以上の老齢人口は、この約 2 倍(総人口の 40%、1,400 万人)になると予測している。このような人口構造の変化は、労働力や経済への負担、社会福祉及び医療サービスのコスト増などを招くと予想されている。 50 アルバータ州は老齢人口の増加が著しい州の一つで、過去 6 年間で 15%増を記録している。同州では石油、観光、農業の各業界の急成長に伴い労働力の需要が異例の増加を見たが、労働力自体は減少傾向にあり、自然出生率が追いつかない状態であることから、特に高齢化が顕著になっている。また、弱まりつつある労働力を補うための移民誘致が成功していないことも、その一因となっている。

こうした人口構成の変化に対する懸念の高まりを受け、連邦政府は毎年人口の 1%、およそ 25 万人から 30 万人の移民を受け入れる意向を明らかにした。しかし、1%ではカナダの人口構成には微小な影響しか与えられないという批判もある。実際に人口減少に歯止めをかけられるような数の移民を受け入れれば、人口構成を急激に変化させる結果となるため、それが政治的に容認されることはないであろうと考えられる。⁵¹ 人口統計学者の中には、現在の労働カ不足は、ベビー ブーマー世代が定年を迎える頃にその子供の世代が労働力となると期待されるため、憂慮する必要はないと主張する者もいる。また、66 歳以上のカナダ人についても、その健康状態は昔より良好であり、高齢者が労働市場に長くとどまることが奨励されているため、カナダの高齢者が若い世代に依存しているという考え方は誤っていると指摘する者もいる。オンタリオ州では 2007 年、法案により定年退職の年齢を 65 歳とする制度が廃止された。最後に、カナダに移住した若い移民は、年上の親族をカナダに移住させるための経済支援者となる場合が頻繁に見られ、これが人口構成の偏りを招く一因となると同時に、公的医療保健制度にも負担増となっている、という評論家の指摘もある。

⁴⁸ 連邦政府は、移民の労働市場参入に関する懸念への対応策として、パートナーシップや合意を打ち出してきた。UNESCO の高等教育の学業、卒業証書及び学位の認定に関する条約(Convention on the Recognition of Studies, Diplomas and Degrees)もその1つである。条約への取組みとして、カナダ全土の教育カリキュラムを監督する機関であるカナダ教育閣僚協議会(Council of Ministers of Education, Canada)の1部門である、カナダ国際資格情報センター(Canadian Information Centre for International Credentials)が設置された。また、移民の学位・資格の評価を円滑化するため、事前学習の評価と認定(Prior Learning Assessment and Recognition、PLAR)プログラムに着手した。このプログラムは諸機関や企業によってカナダ全土で実施されており、移民であるかどうかにかかわらず個人の知識や技術を透明性に優れた方法で評価する。詳細はhttp://www.cicic.ca/412/index.aspを参照されたい。

⁴⁹ Keeble, Ronald M. (2006). Barriers to Employment: The Experience of Internationally Trained Planning Professionals Immigrating to Ontario. Ontario Planning Journal, vol.21, no.2, p: 26

⁵⁰ Statistics Canada. Population Projections for Canada, Provinces and Territories 2005-2031. http://www.statcan.ca/english/freepub/91-520-XIE/00105/t303 en.htm?

⁵¹ Alan G. Green. (2003). What is the Role of Immigration in Canada's Future?. *Canadian Immigration Policy for the 21st Century*. p: 36

5.3 移民の定着に関する各州の懸念

1990 年代初め、連邦政府は、移民の生活基盤の確立や社会適応などの支援サービスは、各州政府レベルで行うことが適しているとの決定を下した。それ以降、各州が持つ管轄区域内の移民に対する影響力は増大した。例えば、ケベック州は他州に先駆け、同州の多数派であるフランス語話者のニーズにより適した移民選抜基準を適用するカナダーケベック合意(Canada-Quebec Accord)を連邦政府と締結した。1990 年代後半にマニトバ州もこの戦略にならい、連邦政府と同様の合意を結び、他の州もこれに続いた。

しかし、各州が移民の選定に関与するようになったとは言え、移民の流入先は都市部に偏っており、依然として都市における経済及び人口構成に影響を及ぼしている。

州指名プログラム(PNP)の導入に伴い、連邦政府は移民の定住先の不均衡がある程度解消され、経済面及び人口構成面のニーズを以前より満たすことができる州も出てくると予想していた。マニトバ州などでは移民の流入が上昇(同州では 1999 年から 2006 年の間に 5 万人を超える移民の誘致に成功)したが、依然としてカナダへの移民の大多数は、移民支援サービスが充実し就職機会の豊富なオンタリオ州、特にトロント大都市圏(GTA)に定住している。52

現在の移民の定住傾向は、特定の市や州の人口を増加させ、低所得者向け住宅や第二言語クラス、職業訓練をはじめとする移民支援サービスの負担に偏りを生じさせると同時に、既存の経済力及び政治力の格差も際立たせる結果となっている。また、各地方自治体は、移民の適応に関連する経済的・社会的負担の大部分を担っている。そのため、州・連邦両政府からの自治体への資金増額をめぐる議論が盛んになると同時に、各州政府が州内で受け入れる移民の数や流入する移民の構成に直接的な支配力を持つべきかどうかについての問題が浮上した。なかには、移民の移住先や一地域に居住すべき期間などに関する連邦政府の規制強化を求める機関もある。

_

⁵² Tavia Grant.(September 28, 2007). Manitoba's Bumper Crop: Immigrants drawn to the province are creating a people boom. *The Globe and Mail*.

第6章 最近の動向

近年、連邦政府、州政府、地方自治体は揃って高齢化による労働力や経済への悪影響を懸念している。移民の受け入れは、カナダが直面する高齢化問題と人口構成のバランス悪化の解決策となる可能性があると考えられてはいるが、移民受け入れや移民政策で高齢化問題に適切に対処できるかどうか、また、移民政策だけで十分な人口増加が可能かどうかという点に関しては様々な議論がある。最終章である本章では、移民政策の変遷と現在の動向、今後の見通しについて述べる。

6.1 カナダにおける移民二世の成功

移民は、移住直後、カナダ社会への適応と就業という課題に直面する。一般に、高等教育を修了した移民はカナダでの就業に成功する可能性が高いと考えられているが、実際は必ずしもそうとは言えない。学歴や専門資格の有無にかかわらず、移民のコミュニケーション能力は非移民よりも低い場合が多く、給料が高い安定した職に就くことが困難となっている。53

移民の就職難は、カナダ統計庁が 2006 年に実施したカナダの労働力調査でも明らかとなった。同調査報告書によれば、近年の移民は収入、就業機会、その他財産などの経済面において、カナダ生まれの非移民系カナダ人ほど成功していない。例えば、1996 年以前に移住した移民は、カナダ生まれの人口集団と同様の労働機会に恵まれることが多かったが、最近 5 年間の新移民の就職率は悪化し、その失業率はカナダ生まれの人口集団のほぼ 2 倍である。54

しかし、近年行われた他の調査によれば、カナダに移住した移民の子弟(移民二世)は、カナダでの生活が長くなるにしたがい、経済的にも社会的にも親(移民一世)以上の成功を収めている。移民二世は通常、労働市場への参入及び学業面で非移民のカナダ人と同等の能力を有することは明白である。また、親である移民一世の学歴や教育目標の影響を受け、移民の子弟は非移民系カナダ人の子弟より学業面で優位なようである。55 詳細調査によれば、移民二世はカナダの典型的生活様式を素早く取り入れており、学業到達度もカナダ平均より高いという結果が出ている。56 移民の子弟はカナダ人としてのアイデンティティを強め、古くからカナダに居住するカナダ人と同様の経済的及び社会的機会を得ている。ただし、これら調査結果には例外もあり、移民の民族グループによっては異なる待遇を受けたり、文化的慣習がカナダの規範と対立し、社会適応及び文化適応の障害となっているケースもある。57

_

⁵³ Institute for Competitiveness and Prosperity. (September 2007). *Prosperity, Inequality, and Poverty: Working Paper 10*. p: 36

⁵⁴ Danielle Zietsma. (2007). *The Canadian Immigrant Labour Market in 2006: First results from Canada's Labour Force Survey*. Labour Statistics Division, Statistics Canada. p: 13-14. http://www.statcan.ca/english/freepub/71-606-XIE/71-606-XIE2008002.pdf から入手可能。

⁵⁵ Derek Hum and Wayne Simpson. (2007). The legacy of Immigration: Labour Market Performance and Education in the Second Generation. *Applied Economics*, vol.39, no.15. p: 2008

⁵⁶ Monica Boyd and Elizabeth Grieco. (1998). Triumphant transitions: socioeconomic achievements of the second generation in Canada. *International Migration Review*, vol.32, no.4. p:854.

⁵⁷ Derek Hum and Wayne Simpson. (2007). The legacy of Immigration: Labour Market Performance and Education in the Second Generation. *Applied Economics*, vol.39, no.15, p. 2008

6.2 民族街の形成

カナダの主要都市の中心部では、一つの大きな民族集団が一定の地域に集中して居住する民族街の形成が活発化している。トロント市内では、数十年前からチャイナタウン(スパダイナ通り)、リトル コリア(ブロア通り)、リトル インディア バザール (ジェラード通り)などの民族街が存在していた。しかし、現在ではリッチモンド ヒルに中国人街、ウッドブリッジ及びヴォーン市にイタリア人街、ミシサガ市に相当数の南アジア人、というようにトロント郊外にも多くの民族街が形成されつつある。

民族街は通常小規模で、周辺の地域コミュニティに比べ明確な文化色を持つ小地区として特徴づけられる。現在、民族街は少数民族グループに対する人種差別や隔離を招く可能性があるという懸念が高まりつつある。民族街は移民を孤立させてカナダ社会への適応を妨げ、その結果、地域の貧困化や自治体の競争力低下につながるとの結果を発表している研究もある。⁵⁸ 一方で、このような懸念は統計データが正しく解釈されていないことなどが原因で誇張されているとの議論もある。『オンタリオ プランニング ジャーナル(Ontario Planning Journal)』の最近の記事で、モハマッド・カディアー、サンディープ・クマール両教授は、トロント大都市圏(GTA)内の人口調査標準地域において、住民の大多数が一つの民族集団で占められている地域は極めて少なく、そのようなごく少数の地域でもかなりの文化的多様性があると指摘している。⁵⁹

6.3 経済への長期的影響

連邦政府は、全人口の 1%という移民受け入れ枠が長期的な経済発展につながるとの姿勢を誇示している。ポイント制による現行の移民政策は、労働市場において需要の高い分野を専門とする、順応性と柔軟性に富んだ労働者にとって有利であり、この移民選抜方式により、究極的にはカナダの経済的繁栄に寄与できる、生産性の高い移民を確保できると連邦政府は主張している。

一方で研究者、経済学者、人口統計学者の中には、このようなアプローチは政府の思惑通りにはならず、移民政策から受ける長期的な経済的利益は比較的小さいと断言する者もいる。このような学者は、移民は経済的生産性を大幅に向上させることなく人口増加を招くだけになりかねないと考えている。この懸念の背景には、若い移民が自分より年上の親族、つまり経済に寄与できる期間が短く、すぐに医療制度やその他公的リソースに依存し始めるような移民をカナダに移住させる傾向が見られるという事実がある。⁶⁰

6.4 移民に対する反感の高まり

カナダの移民政策に対する国民の反感は高まりつつある。例えばケベック州では、移民によってケベックの文化が侵害されているというケベック州民の不満に対処するため、同州政府によって「ブシャールーテイラー委員会(Bouchard-Taylor Commission)」が設置された。また、最近の新聞記事には、移民に対する不安を抱えるケベック州の住民から次のような投書があった。「外国人に自分たちの価値観を押し付けられ、私たちは行き場を失ってしまうのではないかと不安です。そ

⁵⁸ Alan G. Green. (2003). What is the Role of Immigration in Canada's Future? *Canadian Immigration Policy for the 21st Century*. p:36 ⁵⁹ Mohammad Qadeer and Sandeep Kumar. (2003). Toronto's Residential Mosaic. *Ontario Planning Journal*, vol.19, no.5.

⁶⁰ Alan G. Green. (2003). What is the Role of Immigration in Canada's Future? *Canadian Immigration Policy for the 21st Century*. p:36

れはまるで家に招き入れたお客から、時間が経つにしたがって、逆に出て行けとばかりに玄関を指差されるようなものです。」⁶¹ しかし、このような投書者の態度は、カナダ中の批評家から厳しく非難されている。

移民の増加や大都市の爆発的ともいえる成長を市民が心配しているのは、何もケベックに限ったことではない。急激な大都市の成長が、出生率低下や高齢化といった人口構成面での懸念を市民に軽視させる傾向にある一方で、カナダ各地の保守派グループは、移民受け入れレベルの引き下げを要求している。このような論争はたいてい、移民の文化的慣習とカナダの社会規範の文化的対立から起こる事件を背景に起きる。しかし、全体としてカナダ人は、文化的慣習の異なる移民を寛容な態度で受け入れているようである。62

-

⁶¹ Environics. (2004) Canadians do not Believe Anti-Semitism is on the rise: Public expresses greater tolerance for ethnic differences. URL: http://erg.environics.net/media room/default.asp?aID=550

⁶² Environics. (2004) Canadians do not Believe Anti-Semitism is on the rise: Public expresses greater tolerance for ethnic differences. URL: http://erg.environics.net/media room/default.asp?aID=550

第7章 | 結論

本報告書では、カナダにおける移民の歴史と現在の動向、現在の移民政策に至る背景について論じた。また、連邦政府及び州政府による数々の取組みや政策に焦点を当て、移民支援における自治体の役割についても触れた。カナダへの移民の出身国の変化や移民数の増加は現在も継続しており、市民の間では、移民の社会適応上のニーズに応えられるかどうか、また、移民がカナダ社会にどのような影響を与えるかを懸念する声が高まっている。しかし、継続的な成長を期待するには、出生率低下や高齢化に対抗する措置も必要で、各業界及び政府は、移民受け入れが21世紀カナダの高齢化問題や技術力の高い労働者の不足などの課題に対する解決策になるとの見解を維持している。

付録 A: 連邦政府によるポイント制の詳細

項目		ポイント
学歴		最高 25 点
大学卒業以上		
博士号又は修士号取得者で、フルタイム又はフルタ	7イム相当の教育を受けた年数が合計 17 年以上	25
2 つ以上の学士号取得者で、フルタイム又はフルタイ	イム相当の教育を受けた年数が合計 15 年以上	22
2 年制の学士号レベルの学位取得者で、フルタイム	又はフルタイム相当の教育を受けた年数が合計 14 年以上	20
1 年制の学士号レベルの学位取得者で、フルタイム	又はフルタイム相当の教育を受けた年数が合計 13 年以上	15
専門学校又は職業訓練学校卒業		
3 年制の専門学校又は職業訓練学校を卒業した。 15 年以上	者で、フルタイム又はフルタイム相当の教育を受けた年数が合計	22
2 年制の専門学校又は職業訓練学校を卒業した。	者で、フルタイム又はフルタイム相当の教育を受けた年数が合計	20
1 年制の専門学校又は職業訓練学校を卒業した 13 年以上	者で、フルタイム又はフルタイム相当の教育を受けた年数が合計	15
1 年制の専門学校又は職業訓練学校を卒業した 12 年以上	者で、フルタイム又はフルタイム相当の教育を受けた年数が合計	12
高校卒業		5
語学力		最高 24 点
第 1 言語(英語又はフランス語)	上級(技能別に点数加算)	4
	中級(技能別に点数加算)	2
	初級(技能別に点数加算)最高 2 点	1~2
	不可	0
	最高点数(4 技能合計)	16
第2言語(英語又はフランス語)	上級(技能別に点数加算)	2
	中級(技能別に点数加算)	2
	初級(技能別に点数加算)最高 2 点	1~2
	不可	0
	最高点数(4技能合計)	8
職務経験		最高 21 点
1年		15
2 年		17
3 年		19
4 年		21

年齢	最高 10 点
21 歳から 49 歳	10
49 歳を 1 歳超えるごと、又は 21 歳を 1 歳下回るごとに 2 点ずつ減点	0~8
カナダでの雇用確保	最高 10 点
HRDC(カナダ人材開発省)確認済みの就職先あり	10
カナダ国内で以下に該当する一時就労許可証で就労中の申請者	
● 業種確認を含め HRDC の承認済み	10
国際条約(NAFTA など)又は利益考慮(社内異動など)による HRDC の承認免除対象	10
適応性	最高 10 点
配偶者又はコモンロー パートナー(1 年以上同棲している者)の学歴 - 修士号又は博士号取得 = 5 - 学士号取得又は 2 年制以上の専門学校又は職業訓練学校卒業 = 4 - 高校卒業後、1 年制の専門学校又は職業訓練学校、大学などを卒業 = 3	3~5
カナダで就労許可を得て 1 年以上のフルタイム就労経験あり	5
カナダで就学許可を得て 2 年以上の高等教育を修了	5
カナダにおける非公式の就職内定	0
「カナダでの雇用確保」の条件を満たす雇用先がある場合	5
カナダに家族がいる場合	5
合計	最高 100 点

出典: http://www.immigration-service.com/calculate.html

付録 B - 3.3 節より カナダ永住者*の州·準州及び都市圏別分布(2006 年)

地域	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
					分布	割合(%)				
セント ジョンズ	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
ニューファンドランド・ラブラドール州内のその他地域	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
ニューファンドランド・ラブラドール州	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
シャーロットタウン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2
プリンス エドワード アイランド州内のその他地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ブリンス エドワード アイランド州	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2
ハリファックス	1.2	1.0	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.8
ノバ スコシア州内のその他地域	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.
ノバ スコシア州	1.3	1.2	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	0.7	1.0
モンクトン	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セント ジョン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
フレデリクトン	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.
ニュー ブランズウィック州内のその他地域	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.:
ニュー ブランズウィック州	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.7
ケベック	0.7	0.9	0.8	0.6	0.7	0.6	0.8	0.9	0.8	0.
シェルブルック	0.3	0.4	0.4	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.
トロワ リヴィエール	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.
モントリオール	11.1	12.8	13.2	12.5	13.1	14.5	15.3	16.1	14.2	15.
オタワーガティノー	0.3	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.
ケベック州内のその他地域	0.5	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.9	0.9	0.8	0.8
ケベック州	12.9	15.3	15.3	14.3	15.0	16.4	17.9	18.8	16.5	17.8
オタワーガティノー	2.7	3.0	3.5	3.4	3.4	3.1	2.7	2.7	2.4	2.5
キングストン	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.
ピーターボロ	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.
オシャワ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
トロント	45.8	43.9	44.5	48.4	49.9	48.8	44.1	42.4	43.0	39.
ハミルトン	1.2	1.2	1.5	1.4	1.1	1.4	1.6	1.7	1.7	1.
セント キャサリンズーナイアガラ	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	0.
キッチナー	0.9	1.0	1.0	1.0	0.8	1.0	1.1	1.2	1.1	1.
ブラントフォード	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.
ゲルフ	0.3		0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.
ロンドン	0.7		0.8	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.2	1.3
ウィンザー	1.0			1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1
サーニアークリアウォーター	0.0		0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.
ッー_ <i>ァー</i> ッッァッォー <i>ッー</i> パリー									0.1	
	0.1		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		0.
サドバリー	0.0		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サンダーベイ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.
オンタリオ州内のその他地域	0.9	1.0	1.0	0.9	8.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0

オンタリオ州	54.5	53.0	54.8	58.7	59.3	58.3	54.1	53.0	53.6	50.0
ウィニペグ	1.5	1.4	1.6	1.6	1.5	1.7	2.3	2.5	2.4	3.1
マニトバ州内のその他地域	0.2	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.6	0.6	0.7	0.9
マニトパ州	1.7	1.7	2.0	2.0	1.8	2.0	2.9	3.1	3.1	4.0
レジャイナ	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3
サスカトゥーン	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5
サスカチュワン州内のその他地域	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
サスカチュワン州	0.8	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	1.1
レスブリッジ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
–עילאעל	3.2	3.4	3.6	3.7	4.1	4.0	4.2	4.0	4.3	4.7
レッドディアー	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
エドモントン	2.1	2.2	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	2.1	2.3	2.6
アルバータ州内のその他地域	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.6	0.8
アルバータ州	5.9	6.4	6.4	6.3	6.5	6.4	7.2	7.0	7.4	8.2
ケロウナ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
カムループス	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
チリワック	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
アボッツフォード	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.4	0.5	0.6
バンクーバー	20.1	18.4	17.1	14.6	13.7	13.1	13.9	13.9	15.1	14.4
ピクトリア	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5
ナナイモ	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
プリンス ジョージ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
ブリティッシュ・コロンビア州内のその他地域	0.8	1.0	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.8
ブリティッシュ コロンピア州	22.1	20.7	19.0	16.5	15.4	14.9	15.9	15.7	17.1	16.7
ホワイトホース	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ユーコン準州内のその他地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ユーコン準州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
イエローナイフ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ノースウェスト準州内のその他地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ノースウェスト準州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ヌナブト準州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上記以外の州又は準州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100.0

^{*} 永住者とは、カナダ居住者のうち、カナダ市民権未所得者を指す。

出典: http://cic.gc.ca/english/resources/statistics/facts2006/permanent/18.asp

